

# 保 険 料

## ④ 保険料を納める方

後期高齢者医療制度の被保険者となる方全員が、一人ひとり保険料を納めます。75歳（一定の障がいがある方は65歳）になると、これまで保険料を負担していなかった被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険）の被扶養者だった方も、保険料を納める必要があります。

## ④ 保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、後期高齢者医療広域連合ごとに決められます。

A+B 一人当たりの保険料	A(医療分)	
	均等割額 61,000円	所得割額 基礎控除後の総所得金額等 ×10.81%
	+	
	B(子ども・子育て支援分)	
	均等割額 1,290円	所得割額 基礎控除後の総所得金額等 ×0.26%

※雑損失の繰越控除は適用しません。※遺族年金や障害年金は含めません。  
基礎控除額は以下のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

- 注1) 保険料には賦課限度額（保険料の上限）があります。令和8年度の賦課限度額は医療分が85万円、子ども・子育て支援分が2万1千円、合計で87万1千円です。
- 注2) 決定される保険料は、その年の4月1日から翌年3月31日までの金額です。
- 注3) 所得税や市町村民税（住民税）の課税所得金額のように、医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除といった各種控除は適用されません。
- 注4) 保険料の額を決める基準（均等割額、所得割率）については2年ごとに設定されます。ただし、子ども・子育て支援分については、令和8年度・9年度は1年ごとに設定されます。

### 今日からはじめる! フレイル対策

6

筋力をアップ!

筋力の維持・向上をはかって転倒を防ぎましょう。  
適度な運動は体力・免疫力も高めます。

## ④ 「子ども・子育て支援金」について

子ども・子育て支援金制度の運営のために、令和8年度から、「子ども・子育て支援金」のご負担をお願いすることとなりました。ご理解とご協力をお願いします。



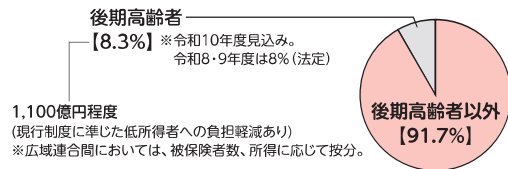
### 子ども・子育て支援金制度とは

国が少子化対策の強化として行う、こども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として、こどもや子育て世帯を全世代で支える新しい分かち合い・連帯を仕組みとする制度です。

- 後期高齢者医療制度は「子ども・子育て支援金」の代行徴収のような位置づけになります。みなさまからお預かりした大切な支援金は「子ども・子育て支援金」として国へ納付します。

「子ども・子育て支援金」は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに使われます。

### ◆子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）



### ◆支援金の負担イメージ

納めていただく「子ども・子育て支援金」は、所得などによって異なります。令和10年度までに段階的に金額は上がりますが、令和11年度以降は負担が増えることはありません。

くわしくは、こども家庭庁のホームページをご確認ください。



### 気をつけて! こんなサイン

- 運動はしていない（活動量が減ってきた）
- 1年以内に転んだことがある

7